

農山漁村振興交付金実施要領

制定

27農振第2326号

平成28年4月1日

農林水産省農村振興局長通知

第1 趣旨

農山漁村振興交付金の実施については、農山漁村振興交付金実施要綱（平成28年4月1日付け27農振第2325号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）によるほか、この要領に定めるところによるものとする。

第2 事業内容等

実施要綱第2の1の（2）に掲げる交付対象事業の事業内容、事業実施主体、要件及び事業実施期間は、次のとおりとする。

1 都市農村共生・対流及び地域活性化対策

農山漁村の持つ豊かな自然及び「食」を観光、教育、福祉等に活用する地域の活動計画づくり、地域資源を活用し地域の自立及び発展に資するための実践活動、意欲ある都市の若者等の地域外の人材を長期的に受け入れる取組、地域を越えた人材の活用及び優良事例の情報受発信その他の地域資源を活用する取組を支援する事業をいい、事業実施主体、要件及び事業実施期間は、別紙1及び別紙2において定めるものとする。

2 山村活性化対策

特色ある豊かな地域資源を有する山村の雇用の増大等に向け、薪炭・山菜等の山村の地域資源等の潜在力を再評価し活用する取組を支援する事業をいい、事業実施主体、要件及び事業実施期間は、別紙3及び別紙4において定めるものとする。

3 農山漁村活性化整備対策

都道府県又は市町村が作成する農山漁村における定住等及び農山漁村と都市との地域間交流の促進のための計画の実現に向けて、農産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援する事業をいい、事業実施主体、要件及び事業実施期間は、別紙5及び別紙6において定めるものとする。

〔略〕

附則

- この要領は、平成28年4月1日から施行する。
- この要領の施行に伴い、次に掲げる通知は廃止する。
 - 都市農村共生・対流総合対策交付金実施要領（平成25年5月16日付け25農振第394号農林水産省農村振興局長通知）
 - 農村集落活性化支援事業実施要領（平成27年4月9日付け26農振第1906号農林水産省農村振興局長通知）
 - 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領（平成19年8月1日付け19企第101号農林水産省大臣官房長通知）
 - 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用（平成19年8月1日付け19企第102号農林水産省大臣官房長通知）
- 2に掲げる通知によって平成27年度までに着手した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

別紙 6（農山漁村活性化整備対策に関する事業に係る取扱い）

第 1 趣旨

実施要綱第 2 の 1 の（2）の③に掲げる農山漁村活性化整備対策に関する事業（以下「本事業」という。）の実施については、実施要綱、実施要領及び別紙 5 によるほか、この取扱いに定めるところによるものとする。

第 2 事業メニューごとの事業実施主体、要件及び交付額算定交付率

- 1 別紙 5 の別表の別紙 6 に定める要件類別は、別表 1 及び別表 2 のとおりとする。
- 2 別紙 5 の別表の要件類別ごとに別紙 6 に定める事業実施主体、要件及び交付額算定交付率は、別表 2 のとおりとする。

[略]

(別表2) 要件類別ごとの要件等

要件類別	要件等								
〔略〕	〔略〕								
2 農村環境保全型	<p>1 事業内容</p> <p>本要件類別に該当する事業の内容は、以下に掲げる整備等とし、次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。</p> <p>(1) 農山漁村景観を活かした農山漁村地域の振興を図るため、良好な農山漁村景観の再生・保全に資する土地改良施設等の整備、改修又は修景</p> <p>(2) 農業の生産性の向上、効率的・安定的な農業経営の確立等を促進するため、地域の実情に即したきめの細かい土地基盤の整備</p> <p>(3) 多様な生態系や美しい景観等の農業・農村のもつ多面的機能の十分な発揮を図るため、自然再生の視点に基づく環境創造型の整備</p> <table border="1" data-bbox="298 804 1892 1329"> <thead> <tr> <th data-bbox="298 804 732 848">事業メニュー</th> <th data-bbox="732 804 1892 848">事業の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="298 848 732 914">〔略〕</td> <td data-bbox="732 848 1892 914">〔略〕</td> </tr> <tr> <td data-bbox="298 914 732 1270"> 土地利用調整 ④土地利用調整 (1) 交換分合 (2) 交換分合附帯農道等整備 </td> <td data-bbox="732 914 1892 1270"> 農業振興地域の整備に関する法律、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）、農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号）その他の法令に定めるところによる交換分合 交換分合と一体の計画の下で実施することにより、農用地の集団化及び効率的利用に資する農道整備事業、客土事業、暗渠排水事業、農業用排水施設整備事業、ほ場均平事業 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="298 1270 732 1329">〔略〕</td> <td data-bbox="732 1270 1892 1329">〔略〕</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 事業実施主体</p> <p>(1) 1の表の事業メニュー欄の⑨土地改良施設保全のうち(1)農道保全対策及び(2)安全施設整備の事業実施主体は市町村、土地改良区、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良区連合、農地中間管理機構、農業委員会又は土地改良法第95条第1項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者とする。</p> <p>(2) 1の表の事業メニュー欄の⑨土地改良施設保全のうち(3)農村のみち整備の事業実施主体は市町村とする。</p> <p>(3) 1の表の事業メニュー欄の④土地利用調整の事業実施主体は、市町村、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構、土地改良事業団体連合会、農業委員会、その他農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律施行規則第3条第4号の規定に基づき計画主体が指定したもの（以下この別表において「計画主体が指定したもの」という。）</p> <p>(4) 1の表の事業メニュー欄の④小規模農林地等保全整備のうち(1)景観保全型、④景観・生態系保全整備のうち(1)景観保全型に該当する事業の事業実施主体は、市町村、土地改良区、農業協同組合又は農林漁業者等の組織する団体（法人に限る。）のいずれかとする。</p> <p>(5) 1の表の事業メニュー欄の⑩農業集落道、⑥飲雑用水施設、⑦防災安全施設、③農林漁業・農山漁村体験施設、③自然環境保全・活用交流施設、④小規模農林地等保全整備のうち(2)環境創造型、④景観・生態系保全整備のうち(2)環境創造型に該当する事業の事業実施主体は、都道府県、市町村、農業協同組合、土地改良区、地方公共団体等が出資する法人、地域再生推進法人又は農林漁業者等の組織する団体のいずれかとする。</p> <p>3 交付額算定交付率</p> <p>交付額算定交付率は1/2(次の(1)から(7)までの要件のいずれかに該当する地域（以下この別表において「六法指定地域等」という。）は5.5/10、奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島をいう。以下この別表において同じ。）は6/10)とする。</p> <p>(1)山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき 指定された振興山村（以下この別表において単に「振興山村地域」という。）</p> <p>(2)過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）の全部又は一部の地域（以下この別表において単に「過疎地域」という。）</p> <p>(3)離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき 指定された離島振興対策実施地域の全部又は一部の地域（以下この別表において単に「離島地域」という。）</p> <p>(4)半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域の全部又は一部の地域（以下この別表において単に「半島地域」という。）</p> <p>(5)特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号。以下この別表において「特定農山村法」という。）第2条第1項に規定する特定農山村地域（以下この別表において単に「特定農山村地域」という。）</p>	事業メニュー	事業の内容	〔略〕	〔略〕	土地利用調整 ④土地利用調整 (1) 交換分合 (2) 交換分合附帯農道等整備	農業振興地域の整備に関する法律、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）、農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号）その他の法令に定めるところによる交換分合 交換分合と一体の計画の下で実施することにより、農用地の集団化及び効率的利用に資する農道整備事業、客土事業、暗渠排水事業、農業用排水施設整備事業、ほ場均平事業	〔略〕	〔略〕
事業メニュー	事業の内容								
〔略〕	〔略〕								
土地利用調整 ④土地利用調整 (1) 交換分合 (2) 交換分合附帯農道等整備	農業振興地域の整備に関する法律、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）、農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号）その他の法令に定めるところによる交換分合 交換分合と一体の計画の下で実施することにより、農用地の集団化及び効率的利用に資する農道整備事業、客土事業、暗渠排水事業、農業用排水施設整備事業、ほ場均平事業								
〔略〕	〔略〕								

(6) 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項に規定する特別豪雪地帯（以下この別表において単に「特別豪雪地帯」という。）

(7) 急傾斜地畑地帯（受益地域内の畑地における平均傾斜度が15度以上の地域をいう。）

ただし、以下の場合は除く。

(1) 1の表の事業メニュー欄の④⑧小規模農林地等保全整備のうち(1)景観保全型、④⑨景観・生態系保全整備のうち(1)景観保全型に該当する事業の場合、1/2（奄美群島は5.2/10以内）とする。

(2) 1の表の事業メニュー欄の⑩農業集落道、②⑥飲雑用水施設、②⑦防災安全施設、③⑤農林漁業・農山漁村体験施設、③⑥自然環境保全・活用交流施設、④⑧小規模農林地等保全整備のうち(2)環境創造型、④⑨景観・生態系保全整備のうち(2)環境創造型に該当する事業の場合、1/2（次の(1)から(6)までの要件のいずれかに該当する地域（以下この別表において「五法指定地域等」という。）は5.5/10）

(1) 振興山村地域

(2) 過疎地域

(3) 離島地域

(4) 半島地域

(5) 特定農山村地域

(6) (1)から(5)までに準ずる地域であって、人口が相当程度減少し、かつ、高齢化が著しく進行している地域など計画主体が特に必要と認める地域

4 要件

(1) 1の表の事業メニュー欄の⑨土地改良施設保全については、以下の要件を満たすものとする。

ア (1)農道保全対策及び(2)安全施設整備については、受益面積がおおむね5ha以上であること。

イ (3)農村のみち整備については、市町村によって地域間交流の拠点施設とその他の地域資源の間を結ぶルートが計画され、この計画に沿って行われる整備延長の合計が1km以上であること。

(2) 1の表の事業メニュー欄の④⑧小規模農林地等保全整備のうち(1)景観保全型、④⑨景観・生態系保全整備のうち(1)景観保全型については、以下の要件を満たすものとする。

ア 良好な景観形成に取り組んでいる地域であること。

イ 農山漁村地域における美しい景観形成の取組による地域振興の観点を踏まえたものとする。

ウ 事業の実施地域における文化的景観の有する形態及び意匠を踏まえたものとする。

(3) 1の表の事業メニュー欄の⑩農業集落道、②⑥飲雑用水施設、②⑦防災安全施設、③⑤農林漁業・農山漁村体験施設、③⑥自然環境保全・活用交流施設、④⑧小規模農林地等保全整備のうち(2)環境創造型、④⑨景観・生態系保全整備のうち(2)環境創造型については、以下の要件を満たすものとする。

ア 環境創造区域（田園環境整備マスタープランの作成等に関する要領の制定について（平成14年2月14日付け13農振第2513号農林水産省農村振興局長・生産局長通知）の第3の1の（3）のイに規定する環境創造区域をいう。以下この別表において同じ。）であること。

イ 地域住民等による土地改良施設（土地改良法第2条第2項第1号に規定する土地改良施設をいう。）等の維持管理活動を促進する体制が整っており、土地改良施設等の保全又は保全活動に資することが認められること。

ウ 1の表の事業メニュー欄の④⑨景観・生態系保全整備のうち(2)環境創造型以外の事業を実施する場合には、同表の事業メニュー欄の④⑨景観・生態系保全整備のうち(2)環境創造型のいずれかの事業とあわせて行うものとする。

(4) 1の表の事業メニュー欄の④⑥土地利用調整において交換分合を実施する場合にあっては、移動率は10%以上を目標とする。

[以下略]